

平成10年4月20日

加盟大学・短期大学
会員代表者 各位

社団法人 私立大学情報教育協会
事務局長 井 端 正 臣

緊急連絡

学生用ノートパソコンの貸与事業に対する補助について

去る、3月27日の第17回総会において、標記の件について文部省から説明がありましたように、間もなく私立学校振興・共済事業団を通じて申請手続きが始まりますので、事前に関連情報を連絡します。

学生にノートパソコンを携帯させることにより、教室内での授業活用及び教室外での事前事後学習の促進など教育方法の充実を図るプロジェクトについては、大学等の借入経費等を含め所要経費の2分の1以内を経常費補助金特別補助「大学改革推進特別経費」の「特色ある教育研究の推進」の中で補助することができます。

なお、現行では補助額の上限が2千万円までとなっていることと、採択が優先的でないこともあって、2分の1補助を前提とした1人1台の授業運営の実現に課題もありますが、これらについては、現在、文部省、私学振興事業団に改善方の働きかけを行っております。

つきましては、10年度に貴学にて学部や学科単位、または授業単位などで、大学がノートパソコンを業者から借り入れ及至は購入により、学生に貸し出す計画がありましたら、是非とも上記の特別補助を積極的に活用いただき、申請下さいますよう関係部署及び各位に周知願います。

追って、計画調書は、4月下旬同事業団から学校法人宛に配布され、6月上旬が申請期限とのことです。

社団法人私立大学情報教育協会 事務局
TEL:03-3261-2798 FAX:03-3261-5473